

## 届出に必要な書類について

富士市公共下水道事業下水道排水設備指定工事店規程(以下「規程」という。)第9条第2項各号に該当することとなった場合は、速やかに同項で規定する指定工事店異動届(第7号様式)に必要な書類を添えて提出してください。

**必要書類が全て揃っていない場合には受付できません。**

受付後に審査を開始しますが、当該審査で不備が判明した際には補正等を求めることがあります。

必要書類とその注意事項は以下のとおりです。なお、必要書類の様式については、富士市ウェブサイトからダウンロードしてください。

※富士市ウェブサイト(<http://fujishi.jp>)

トップページ > くらし・手続 > 上下水道 > 事業者向け >

下水道排水設備指定工事店の指定申請手続き

### 必要書類とその注意事項

- ・指定工事店異動届は、**すべての届出に必要**です。
- ・コピーを添付する場合は、文字、写真等が明瞭に判別できるものにしてください。

#### 1 名称(組織)を変更したとき(規程第9条第2項第1号及び第3号)

##### (1) 法人の場合

- ア 登記事項証明書(商業登記簿謄本)
  - ・履歴事項全部証明書
  - ・法務局で取得
- イ 定款の写し
  - ・原本と相違ないことの証明が必要
- ウ 富士市下水道排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)

##### (2) 個人事業主の場合

- ア 名称を変更した事実が確認できる書類
  - ・パンフレット等
- イ 指定工事店証

#### 2 代表者に異動があったとき(同項第2号)

##### (1) 登記事項証明書(商業登記簿謄本・法人のみ)

- ・履歴事項全部証明書
- ・法務局で取得

##### (2) 代表者の住民票記載事項証明書

- ・住民票の写し(※コピーのことではない。)でも可
- ・各市町で取得

##### (3) 代表者の経歴書

- ・所定のもの(富士市ウェブサイトからダウンロード)

(4) 代表者の身分証明書

- ・各市町で取得

(5) 指定工事店証

3 事業所の移転があったとき(同項第4号)

(1) 事業所の平面図及び付近見取図(第3号様式)

- ・所定のもの(富士市ウェブサイトからダウンロード)
- ・住宅地図等のコピーの貼り付けでも可
- ・事業所と資材置場等が離れている場合には、その所在も示してください。

(2) 事業所の写真

- ・事業所全景(事業所の外観がわかるように)、事業所内、資材置場等

(3) 登記事項証明書(商業登記簿謄本・法人のみ)

- ・履歴事項全部証明書
- ・法務局で取得

(4) 事業所を移転した事実が確認できる書類(個人事業主のみ)

- ・住民票の写し、パンフレット等

(5) 指定工事店証

4 専属する責任技術者(規程第2条第2号で規定する者をいう。以下同じ。)に異動があったとき(規程第9条第2項第5号)

(1) 専属責任技術者名簿(第2号様式)

- ・所定のもの(富士市ウェブサイトからダウンロード)
- ・専属する責任技術者全員について記載してください。

(2) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し

- ・新任の専属する責任技術者のもの

(3) 雇用関係を証する書類

- ・新任の専属する責任技術者についてのもの
- ・次のうちのいずれかひとつ

ア 健康保険被保険者証の写し

注：被保険者証の被保険者等記号・番号等はマスキングを施すこと。

イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険料領収書の写し

ウ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

5 住居表示があったとき(同項第6号)

(1) 次のうちのいずれかひとつ

ア 住民票記載事項証明書(個人事業主のみ)

- ・住民票の写し(※コピーのことではない。)でも可
- ・各市町で取得

イ 登記事項証明書(商業登記簿謄本・法人のみ)

- ・履歴事項全部証明書

- ・法務局で取得

- ウ 住居表示の付定、変更された旨が記載された通知書の写し

(2)指定工事店証

6 電話番号を変更したとき(同項第7号)

- ・指定工事店異動届のみ提出してください。添付が必要な書類はありません。